

# 選挙区支部寄附禁止法案

## 【公職選挙法の改正】

### 立法の背景・趣旨

政党の選挙区支部が選挙区内の者に花代等を支出したとされる事例がある。  
→ 政治家本人や後援団体の寄附と同様に禁止することにより、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資する必要がある。

政党の選挙区支部について、当該選挙区内にある者に対して寄附をしてはならないものとする。

